

一宮市告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、一宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年一宮市条例第 37 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 1 月 5 日

一宮市長 中野 正康

1. 指定管理者の名称

社会福祉法人 杏嶺会

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

一宮市はとぼっぱ

一宮市真清田 1 丁目 2 番 30 号

3. 管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで